

努力義務

大人も子どもも 乗車用ヘルメットを着用

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、未成年者が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

ヘルメット購入 補助について

自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させる自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、愛知県と一部の市町村が協調し、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



義務

自転車損害賠償責任保険 等への加入

愛知県の条例では、道路における自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済に加入するように定められています。

高額賠償事例

例 9,521万円

坂道を下ってきた小学5年の少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突し、歩行者の女性が意識が戻らない状態になった。

例 3,124万円

男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突し、女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。

一時不停止

一時停止標識のある交差点では停止線の直前(停止線がなければ交差点の直前)で一時停止をしなければなりません。



**3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金**

信号無視

自転車でも信号無視をするのは危険な違反行為です。自身が事故に遭ったり、他者を傷つける恐れが高いため絶対に止めましょう。



**3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金**

傘差し運転

傘差し運転は、安定感を失うほか、前方が見えにくくなり、交通事故を起こす可能性が高くなります。また愛知県道路交通法施行細則でも禁止されています。



5万円以下の罰金

スマホ使用運転

携帯電話の使用で事故に繋がるような危険な運転は、酒酔い運転や酒気帯び運転と同じ「赤切符」が適用されます。



**最大1年以下の懲役
又は30万円以下の罰金**

令和6年11月1日に罰則が強化されました。

自転車に正しく乗ろう



自転車事故が増えています！

高齢者の自転車死亡事故が多発しています。

ヘルメットをかぶって乗りましょう！

川柳で自転車の交通ルールを覚えましょう！

中面へ！

ルール・マナーを 守りましょう

【自転車安全利用五則】

その1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道が区別された道路では車道を通行するのが原則です。自転車は車道を通行するとき、車道の左端に寄って通行しなければなりません。こども（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、身体に障害のある人が普通自転車を運転しているときなどは例外的に歩道を通行できます。

その2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従い、安全を確認してから横断しましょう。「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。

その3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。

その4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止されています。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

その5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、命を守るため必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット

自分をまもる

必需品

自分や愛する人のために
自転車に乗る時は
必ずヘルメットをかぶりましょう。



自転車に 乗るなら順守 交通ルール

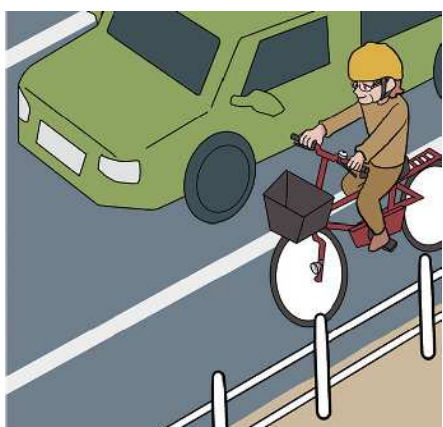
スピードや信号を守るなど、
基本的な交通ルールを守って
安全に走行しましょう。



ゆつくりと
車道の左を
走りましょう

自転車は

安全な速度に配慮して、
車道の左側を走行しましょう。



夜間には
ライトを点けて
走ります

自転車は安全のために
早めにライトを点けて
車や歩行者から見やすくしましょう。



安全に
乗るならまずは
要点検

自転車に乗る時は、
まずブレーキやハンドル操作などを
点検して安全に乗りましょう。



お互いの
ために保険に
入りましょう

最近自転車の事故が
増えています。
自分と相手のためにも
自転車損害賠償責任保険等に入りましょう。



二人乗り
親しき人も
禁止です

二人乗りは危険です。
自身や同乗者の安全のためにも
絶対にやめましょう。

